平成２５年（フ）第８号
群馬県沼田市桜町1989番地１　十三割団地２号
債務者　田村　貴司
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第４号
群馬県太田市西本町１番18―１号
債務者　竹内　　久
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６５号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｐ棟516号
債務者　上野　美紀
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３４２号
埼玉県幸手市南３丁目25番６号　フィネス松本Ｂ106、旧住所埼玉県幸手市大字下川崎831番地５　アルモニーＡ202
債務者　ホンダ雅美
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
埼玉県蕨市南町４丁目２番７号　南町四丁目住宅１号棟204号
債務者　山下　清子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
埼玉県春日部市大衾496番地４　県営庄和南桜井団地２号棟305号
債務者　金丸　　悟
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
埼玉県吉川市大字須賀181番地３
債務者　白石　智美
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
埼玉県坂戸市元町５番20号
債務者　大城　忠良
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０５号
埼玉県坂戸市元町５番20号
債務者　大城　順子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６４号
埼玉県狭山市大字北入曽142番地の49
債務者　小寺　裕子（旧姓相生・小原）
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８０号
埼玉県飯能市美杉台５丁目11番地12
債務者　栗原実千子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８３号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目32番８―401号ヴィルヌーブ高沢
債務者　南美香こと　尹　　美香
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５号
千葉県木更津市ほたる野３丁目39番地８　サニープレイス202
債務者　中津川道之
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５１号
千葉県東金市東金1492番地７
債務者　麻生　理惠
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
静岡県三島市大場243番地の５　コーポキノシタ101
債務者　樋口　雅幸
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
静岡県三島市中島272番地の５　パークヒルズＢ―202
債務者　五戸　勝洋
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
静岡県三島市本町２番７号、前住所千葉県船橋市前原西４丁目37番３―111号
債務者　澁谷　貴史
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係